

# 千早赤阪村一般廃棄物処理実施計画 (令和6年度)

千早赤阪村

## 第1章 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

### 第1節 基本事項

#### 1. 計画の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項、及び同施行規則第1条の3の規定に基づき、令和6年度における一般廃棄物（ごみ）処理について、必要な事項を定める。

#### 2. 計画区域

千早赤阪村全域

#### 3. 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

#### 4. 計画の対象とする廃棄物

本村で発生する一般廃棄物（ごみ）

(1) 家庭形ごみ（住民生活に伴って各家庭から排出されるごみ）

(2) 事業系ごみ（事業活動に伴って事業所から排出されるごみ）

ボランティア清掃活動により排出されるごみや不法投棄されたごみ等を含む

#### 5. 一般廃棄物（ごみ）の排出量（見込み）

単位(t)

区分	燃えるごみ	破碎ごみ	計
委託搬入	855	263	1,118
直持込	214	107	321
合計	1,069	370	1,439

無色ガラス容器	8.818	スチール製容器	4.186
茶色ガラス容器	6.131	アルミ製容器	3.245
他ガラス容器	16.676	ペットボトル	11.404
		その他プラ	33.620

## 第2節 処理計画

### 1. 一般廃棄物（ごみ）の処理方法及び形態

種類	収集・運搬			中間処理		最終処分		
	頻度	方式	形態	方法	形態	方法	形態	
家庭系ごみ	可燃ごみ	週2回	ステーション	委託	焼却	南環境	埋立	フェニックス
	粗大ごみ	月1回	ステーション	委託	破碎 選別 焼却	一組	埋立	フェニックス
	臨時ごみ	随時・申込制		委託	破碎 選別 焼却	一組	埋立	フェニックス
	古着・古紙	地区別	地区による	地区が委託	地区委託の業者による	民間	—	—
	カン・ビン・ペット ボトル本体	月1回	ステーション	委託	選別 リサイクル	委託	—	—
	容器包装プラス チック	月2回	ステーション	委託	選別 リサイクル	委託	—	—
	家電四品目	随時	申請者 運搬又は業者 の戸別 収集	当事者 又は委 託	リサイクル	メーカー方式	—	—
	PC・使用済小 型家電	随時	戸別	専門業者	リサイクル	民間	—	—
	直接搬入	随時	一組へ持込		粗大ごみに同じ		埋立	フェニックス
事業系ごみ	可燃ごみ	申請による		委託	焼却	一組	埋立	フェニックス
	臨時ごみ	随時・申込制		委託	破碎 選別 焼却	一組	埋立	フェニックス
	実験動物	契約による		許可	焼却	—	—	—
	直接搬入	随時	一組へ持込		臨時ごみに同じ		埋立	フェニックス

(注1) 小吹台地区の家庭系ごみに属する可燃ごみは、地区主体による戸別収集とする。

(注2) 一組：南河内環境事業組合

## 2. 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可について

一般廃棄物収集運搬業は、住民生活や日々の事業所の活動に直接影響を及ぼす業務であり、将来に渡って継続的かつ安定的に遂行されなければならない。そのため、許可制度の運用にあたっては、収集業者の事業の安定及び育成にも配慮する必要がある。また、無秩序な競争等により、山間部など区域によってサービスに大きな違いが生じたり、その他適正な収集運搬業務の遂行が妨げられることがあってはならない。

よって、既存の許可業者（一般廃棄物1者）による収集運搬が現状において問題なく遂行されており、将来に渡って能力的に不足することはないと考えられるため、次に掲げる場合を除いて、既存の許可業者以外に、新規の許可は行わないものとする。

- ① 法令等の整備により新たに必要が生じた場合
- ② 既存の許可業者の廃業等、または廃棄物量の増加により、既存の許可業者の収集運搬能力が不足することとなった場合
- ③ その他、村長が特に必要と認める場合

## 3. ごみの減量化・リサイクル促進の推進

- A) 家庭から排出された古紙類等を対象に、各地区・自治会が有価物として再資源化事業者を引き渡すことに対して、報奨金を支給する有価物集団回収奨励金制度を促進する。
- B) 小型家電リサイクル法に基づき、これまで回収を実施せず粗大ごみとして廃棄されていたパソコン等の使用済み家電を、国の認定する業者と協定を締結し、リサイクル促進に努める。
- C) 村内で生活する住民および事業を営む事業者に対し、広報紙やホームページなどの媒体を通じて、ごみの減量及び適正処理を周知する。

## 第2章 生活排水処理実施計画

### 第1節 基本事項

#### 1. 計画の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、令和6年度における生活排水の適正な処理について、必要な事項を定める。

#### 2. 計画区域

千早赤阪村全域

#### 3. 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

#### 4. 計画の対象とする廃棄物とその区分

- ・し尿
- ・浄化槽汚泥等

#### 5. し尿及び浄化槽汚泥排出量（見込み）

区分	排出量（kℓ年）
し尿	498
浄化槽汚泥等	767
計	1,265

## 第2節 処理計画

### 1. 生活排水形態別処理人口（見込み）

区分	単位	人口	収集・運搬		処理
計画処理区域内人口 (行政区域内人口)	人	2,232			
①水洗化・生活排水処理人口	人				
(1)公共下水道	人	3,229			流域下 水道
(2)浄化槽	人	1,176	年1回程度	利用者と業 者の契約	一組
(3)農業集落排水施設等	人	0			
②水洗化・生活排水未処理人口 (みなし浄化槽)	人	409	年1回程度	利用者と業 者の契約	一組
③非水洗化人口(し尿汲み取り)	人	280	概ね月1回 程度	利用者の申 請	一組
生活排水処理率	%	94			

(注1) 流域下水道：大井水みらいセンター

(注2) 一組：南河内環境事業組合

### 2. 一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥等)収集運搬業許可について

一般廃棄物収集運搬業は、住民生活や日々の事業所の活動に直接影響を及ぼす業務であり、将来に渡って継続的かつ安定的に遂行されなければならない。そのため、許可制度の運用にあたっては、収集業者の事業の安定及び育成にも配慮する必要がある。また、無秩序な競争等により、山間部など区域によってサービスに大きな違いが生じたり、その他適正な収集運搬業務の遂行が妨げられることがあってはならない。

よって、既存の許可業者(1者)による収集運搬が現状において問題なく遂行されており、将来に渡って能力的に不足することはないと考えられるため、次に掲げる場合を除いて、既存の許可業者以外に、新規の許可は行わないものとする。

- ① 法令等の整備により新たに必要が生じた場合
- ② 既存の許可業者の廃業等、または廃棄物量の増加により、既存の許可業者の収集運搬能力が不足することとなった場合
- ③ その他、村長が特に必要と認める場合

### 2. 排出抑制計画

公共下水道の整備を着実に推進し、処理区域の拡大に努めるとともに、供用開始区域については水洗化(下水道接続)を推進する。